



District
2660

Moriguchi Evening

Rotary Club

2022-2023

Weekly Bulletin no.27

創立 2000年11月2日
例会日 木曜日 18:30-19:30
例会場 ホテル・アゴーラ大阪守口
事務局 守口市河原町10-5
ホテル・アゴーラ大阪守口5F
TEL06-6995-7440 FAX06-6995-7441

会長 福田 治夫
幹事 北山 展弘
会報担当 クラブ運営委員会
E-mail m-evening@msj.biglobe.ne.jp
http://www7b.biglobe.ne.jp/~

m-eveningrc/



◆国際ロータリー会長
ジェニファーE.ジョーンズ

◆第2660地区ガバナー 宮里 唯子

◆クラブテーマ「イマジンロータリー」

本日例会 2023年 5月18日(木) 第932回

クラブ親睦例会(ノーマイカー例会)

担当: 会員組織委員会

卓話: 「新型コロナの
現状について」

吉岡 章夫 会員

前回例会 2023年 5月11日(木) 第931回

- 開会 会長
- ロータリーソング「それでこそロータリー」
- お客様のご紹介
米山奨学生 チムカさん
- 誕生日のお祝い 金丸会員 横山会員
- ニコニコ箱報告(小計22,000円 累計371,000円)
江端会員 ライラお疲れ様でした。
福田会員 ライラお疲れ様でした。
元古会員 ライラお疲れ様でした。
金丸会員 早いですネ~1年?年齢忘れそう(笑)
横山会員 誕生祝のお礼
- 会食
- 幹事報告(福田会長より)
○理事会報告
1. 親睦例会開催の件
①5/18 アゴーラ12F「シズリング」
②6/15 アゴーラ「ビアガーデン」で開催
することで承認
2. 事務局代休取得の件
休日出勤日 5/3~5/5 (ライラ参加)
代休取得日 5/22~5/24
○回覧2件
親睦食事会出欠回覧(5/18・6/15)
○5/14(日)第14回守口市だんじり祭開催
(当クラブ後援事業)
時間 10:00~14:35
場所 トークティ守口(京阪守口市駅前)

8. 出席報告(会員総数23名)

5月11日 出席11名 欠席12名 出席率45.83%
メイクアップ報告

4月6日 出席17名 欠席6名 出席率73.91%
(メイクアップ者 3名)

9. 本日のプログラム

担当: クラブ運営委員会

卓話: 「インボイス?」

卓話者: 金崎 正明 会員

10. 閉会 会長

○例会前の会合 定例理事会

会長の時間

春のライラセミナー開催につきましては、ご協力いただき有難うございました。何とか無事に成功裏に終えたと自負しております。小さな不備等は多々あったと思いますが、皆様のご協力のお陰で無事に開催できたこと感謝しております。お疲れ様でした。

耳の調子が悪く、補聴器を使っていますが最近声が小さくなったと身近な人に言われるようになりました。補聴器を付けて自分の声が良く聞こえるようになり、声の音量が小さくなったのだらうと思います。今後は、補聴器を付けているということで「声が小さいからもう少し大きな声で」や、「もう少し小さい声で」等のご指摘をいただければと思います。

次回例会 2023年6月1日(木) 第933回

卓話担当: 社会奉仕委員会

5月の休会連絡 5月25日

6月 1日(木)

8日(木)通常例会

15日(木)親睦例会

親睦食事会場

「ビアガーデン」

22日(木)細則休会

25日(木)定款休会

卓話 「インボイス？」

金崎 正明 会員

◆免税事業者への対応

関与先である事業者が、インボイス制度開始時に、消費税等の免税事業者であることが予定されている場合、インボイス登録の可否を、慎重に検討する必要があります。

①インボイス登録を選択する場合

インボイスの作成、交付および保存業務を行う必要がでてきます。また、新たに消費税等の納税負担が生じます。利益の減少となり資金繰りにも影響が出ると予想されます。負担を抑えるために事業の効率化、新たな収益獲得等の対応策を検討し、速やかに実施すべきと考えます。

インボイス登録を決定した場合、併せて簡易課税制度の選択適用の判断を検討すべきです。簡易課税制度におけるみなし仕入率と、原則課税制度における仕入率とを比較検討をし、いずれか高い仕入率の制度を採用することとなりますが、加えて、令和5年10月1日以降に、課税事業に係る多額な設備投資の予定がないか、関与先に確認する必要があります。簡易課税制度を選択しなければ受けることのできた設備投資等の仕入税額控除が出来なくなり、大きなトラブルとなりますので、関与先からの聞き取りを十分に行ってください。

これまで免税事業者であった関与先が、簡易課税制度の選択を判断する場合、新たに生じる納税額のみならず、制度運用の労力等の負荷も判断材料として事業活動の全体を見直し、慎重な検討が求められます。

②インボイス登録を選択しない場合

消費税等の納税負担は生じませんが、取引先から取引金額の引き下げや、他の事業者へ注文を転じられる可能性が高まります。また、インボイスを発行することはできず、インボイスと誤認を受ける書類の交付は禁止されており、違反すると罰則規定がありますので、注意が必要です。

(令和4年12月10日近畿税理士界「業務対策部だより

「特集・インボイス制度」より抜粋

◆相続・贈与の税金

○相続開始前に財産の贈与を受けていたら①

相続又は遺贈により財産を取得した人が相続開始前3年以内に被相続人から財産の贈与を受けている場合には、その贈与を受けた財

産も、相続税の課税対象になりますが、納めた贈与税額は相続税額から差し引けます。

また、相続時精算課税制度を選択した場合は、その後に贈与を受けたすべての財産が、相続税の課税対象になります。

○相続開始前に財産の贈与を受けていたら②

令和5年12月31日までに贈与を受けると、令和6年1月1日から令和8年12月31日までに相続が発生しても加算は従来どおり3年ですみます。しかし、令和6年1月1日以後に贈与を受けると、加算は年々延びて令和13年の相続では加算期間は7年になります。相続で財産をもらわなかった人へは贈与財産加の加算はありません。

○相続時精算課税制度ってなに？

(令和6年から大きく変わる！)

相続時精算課税制度とは、生前の贈与を促進するため贈与時には2500万円を上限として贈与税を課税せず、亡くなった時に相続税として課税する制度です。生前に多くの贈与ができますが、相続時に相続財産に贈与財産を加算して、相続税額を計算します。

□制度の仕組み

- ・60歳以上の親や祖父母から18歳以上の子(代襲相続人を含む)や孫が財産の贈与を受けるときに選択できる(基礎控除110万円の暦年贈与と選択適用)。
- ・贈与を受けた子・孫ごとに、また、贈与した父・母・祖父・祖母ごとに選択できる。
- ・贈与財産の合計額が2500万円までは贈与税はかからないが、2500万円を超えると、超えた金額に対して一律20%の贈与税がかかる。
- ・選択して最初の贈与時の贈与税申告書に、相続時精算課税制度を選択する旨の届出書を添付する。
- ・選択した年以後は、相続時まで継続して適用される。
- ・贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はない。
- ・相続時に相続財産に贈与財産を加算して相続税を計算し、既に納めた贈与税があれば相続税額から控除する(控除しきれない場合は還付)。
- ・相続財産に加算する贈与財産の価額は贈与時の時価(相続税評価額)による。

(公益財団法人真納税協会「相続・贈与の税金」

より抜粋)